平成２３年（フ）第７１８号
埼玉県草加市旭町４丁目７番４―206号、旧住所埼玉県草加市金明町317番地　メゾン山一205号
債務者　砂川恵美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４７８号
千葉県船橋市薬円台６丁目21番22―211号
債務者　樋口　孝志
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４２号
千葉市中央区星久喜町568番地２
債務者　中島　広明
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７０号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目７番８―203号
債務者　佐藤　脩貴
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７３号
千葉市若葉区加曽利町730番地の５
債務者　中島千鶴子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９２号
千葉県市川市北方町４丁目1690番地１　パールハイム205号
債務者　村上　忍草
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９８号
千葉市若葉区桜木２丁目23番11棟1126号
債務者　萱場　信義
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９９号
千葉市若葉区桜木２丁目23番11棟1126号
債務者　萱場ミヨ子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１４号
千葉県船橋市上山町２丁目490番地７
債務者　大畑　真昭
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１９号
千葉県市原市五井2560番地１メゾネット五井Ｄ―101号
債務者　廣瀬　尚史
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２３号
千葉県浦安市富士見５丁目７番25―401号サンハイツ富士見
債務者　水田　弘子（旧姓下埜）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３０号
千葉県八千代市八千代台東５丁目24番12号ホワイトコーポ201号
債務者　市原　晴菜（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３５号
千葉市若葉区愛生町120番地　事業団宿舎３棟405号
債務者　村杉　弘子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４号
千葉県香取市桐谷697番地、住民票上の住所千葉県香取市長岡203番地
債務者　林　　寿輝
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第３１１０号
名古屋市緑区鳴海町字水広下115番地の２
債務者　杉村　マミ（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０号
滋賀県東近江市五個荘塚本町107番地、前住所滋賀県愛知郡愛荘町沓掛860番地３
債務者　藤居　博子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１７４号
滋賀県蒲生郡日野町松尾２丁目133番地、前住所滋賀県東近江市市子殿町431番地
債務者　苗村　孝治
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで大津地方裁判所彦根支部